



発行元
東京新聞
南千住東口専売所
Tel.5850-3699
発行責任者
鬼塚 佳代子
Tel.090-2657-0300

あなたの身近な相談相手

地域包括支援センター

「高齢者の生活を総合的に支えます」

地域包括支援センターは、平成18年4月に全国で発足致しました。荒川区では、5つの地域（南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里）に地域包括支援センターがあります。保健師（又は看護師）・社会福祉士・主任ケアマネージャー等専門職員が、主に高齢者の方が住みなれた地域で生活を続けられるよう、高齢者の生活を総合的に支えていくための相談を受け付けます。

「一日50件の相談があります」

南千住3丁目にある特別養護老人ホーム・サンハイム荒川内にある南千住地域包括支援センターには、1ヶ月で1300〜1500件、本人だけでなく家族からの相談があります。健康づくりのお手伝い・虐待・成年後見制度・介護保険の相談や申請・住宅改修・施設の紹介からシルバーパスの更新・都営住宅の申込み等あらゆる相談を受けています。車イスの貸し出し（短期間）も無料で行っております。

また、直接職員が家庭訪問してお話を伺ったりしています。ひとり暮らし高齢者登録も、区役所の高齢者福祉課でも行

われています。地域包括支援センターで登録することもできます。

徒歩5分以内の2親等以内に親族がいらないひとり暮らしの高齢者の方が「ひとり暮らし高齢者」の届け出をされると、年2回、民生委員が訪問して、話し相手になるなど孤独感の解消と心の交流を図っています。65歳以上の寝たきり高齢者の方、又はひとり暮らし高齢者等の方には火災警報器の設置・自動消火装置の設置

「介護の手間がどのくらいかかるかが、判定基準です」

介護保険の認定は病気の重い軽いではなく、認知症でも身の回りのことができず、認知症でも身の回りのことができず、判定基準になります。介護申請をして調査して一次判定・二次判定が出て1ヶ月程で介護度の認定されます。また、状態が変化された場合の区分変更の相談も受け付けます。

南千住地区で要支援1・要支援2の認定を受けてサービスを受けてられる方は約230名おります。

介護保険の要介護等認定で要支援・要介護と認定され、在宅で生活している方は、年間10万円（年間自己負担1万）腰掛便座・特殊尿器等対象となる福祉用具の購入費ができません。また手すりの取り付け、段差の解消、和式から洋式便器への取替え等の住宅改修を行う場合、支給

限度額を一人20万円まで（自己負担2万円）として、改修に要した費用の9割が介護保険から支給されます。また、要介護認定で非該当となった虚弱な高齢者も、在宅生活の自立支援を目的に同様の住宅改修費用の助成（介護保険の要介護認定の申請をしていただくことが必要）このような高齢者福祉・介護保険に関する情報の提供も地域包括支援センターから受けることもできます。

健康に自信がない。まだ介護は必要ないけどといった時の健康づくりのお手伝いも致します。また、訪問販売でいらな

いものを買わされてしまった。物忘れが多くて、大事なものをなくしてしまった。近所でお世話をしてもらえないお年寄りがいる等お気軽にご相談下さい。



南千住地域包括支援センター

南千住3-14-7 Tel. 3805-5702
相談時間：午前8時30分～午後5時15分
月曜～土曜

荒川地域包括支援センター

荒川5-47-2 Tel. 5855-3323
相談時間：午前9時～午後5時30分
月曜～土曜

